

「認可外保育施設（居宅訪問型）事業者に対する集団指導に係る講習業務委託」
受託候補者選定に係る実施要領

（趣旨）

第1条 「認可外保育施設（居宅訪問型）事業者に対する集団指導に係る講習業務委託」において、プロポーザル方式により受託者として最も適した者の特定を行う場合の事務取扱いについては、川崎市プロポーザル方式（業務委託）実施ガイドライン及びこども未来局契約指名選定等委員会要綱その他別に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

（指名選定委員会の審議）

第2条 業務所管部長は、プロポーザル方式を実施しようとするときは、こども未来局契約指名選定等委員会要綱に定めるこども未来局契約指名選定等委員会小委員会（以下「指名選定委員会」という。）において、次の事項に関する審議を受けなければならない。

- （1）プロポーザル評価委員会設置の要否及び評価委員の選定
- （2）評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト、評価基準、ヒアリングの有無その他採点が同点の場合の取扱い等受託者の特定に必要な事項の設定
- （3）提案資格の決定
- （4）その他必要な事項

（プロポーザル評価委員会の開催）

第3条 業務所管部長は、前条の規定に基づく審議の結果について指名選定委員会から通知を受けた場合は、認可外保育施設（居宅訪問型）事業者に対する集団指導に係る講習業務委託プロポーザル評価委員会設置要綱に規定する認可外保育施設（居宅訪問型）事業者に対する集団指導に係る講習業務委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）委員長（以下「委員長」という。）となる。

2 委員長は、前条の規定に基づく通知を受けた場合には、評価委員会を開催する。

（提案資格）

第4条 評価委員会は、次の各号に定める事項を提案資格として定めるものとする。

- （1）川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- （2）川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- （3）川崎市業務委託有資格名簿の当該契約に対応するとして定めた業種・種目について登録されている者
- （4）その他実績等必要と認める事項

(実施の公表)

第5条 評価委員会は、公募型プロポーザル方式により受託者を募集しようとするときは次に掲げる事項を本市ホームページ、公告その他の方法により公表するものとする。

- (1) 委託業務名、委託業務内容及び履行期限
- (2) プロポーザルへの参加資格
- (3) 提案内容の評価基準
- (4) 担当部課
- (5) 参加意向申出書提出の期限、場所及び方法
- (6) 参加資格確認結果通知書の交付期間、場所及び方法
- (7) 企画提案書の提出の期限、場所及び方法
- (8) 要請手続において使用する言語及び通貨
- (9) 契約書作成の要否
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口
- (11) 評価が同点になった場合の措置
- (12) その他必要と認める事項

(参加表明手続)

第6条 提案書の提出を希望するものは、当該公表において指定する日までに、参加意向申出書(第1号様式)及び必要書類を提出しなければならない。

(参加意向申出書の提案資格の確認等)

第7条 評価委員会は、前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者(以下「意向申出者」という。)について、第4条の規定に基づく当該契約に係る参加資格を満たす者(以下「提案者」という。)であるかを確認するものとする。

- 2 前項の確認において、第4条第1項第3号に定めた資格について、意向申出者が参加意向申出書を提出した時点で当該契約に対応するとして定めた業種・種目に登録申請中である場合には、受託候補者を特定する期日までに当該業種・種目に登録されていることを条件として、その者の参加資格を満たしているものとすることができる。
- 3 評価委員会は、意向申出書が参加資格を満たさないことを確認した者については、当該契約の参加者としてはならない。

(提案資格確認の通知)

第8条 評価委員会は、意向申出者に対し、参加資格の確認の結果を参加資格確認結果通知書(第2号様式)により通知するものとする。

- 2 前項の通知を行う場合、提案資格が認められなかった者に対しては、提案資格が認めら

れなかった旨及びその理由を記載するものとする。

- 3 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた者は、書面によりその理由についての説明を求めることができるものとする。

(提案書の内容)

第9条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 提案書
- (2) 予定講師の経歴等
- (3) 講習の実施方針
- (4) 講習の実施手法
- (5) 講習業務の実施体制
- (6) 当該業務についての具体的な提案
- (7) 参考見積書
- (8) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第10条 プロポーザルを特定するための評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 講習目的に対する合致度
 - (2) 講習の実施手法（専門性）
 - (3) 講師の経歴及び技量
 - (4) 実施体制
- 2 別紙提案書作成要領の評価項目（加算項目は除く）のいずれかの着目点について、評価点が0点となった者は失格とする。また、評価点の合計が49点以下の者（最低基準は50点）は失格とする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリングの結果を基に算出した評価をもとに、評価点が高い者を特定する。評価点が同点の場合は、評価委員会にて採択を行い、当該業務にもっとも適した者を特定する。

(指名選定委員会への報告)

第11条 委員長は、前条の特定結果について、指名選定委員会に速やかに報告し、承認を受けるものとする。

(特定者及び非特定者への通知)

第12条 評価委員会は、第10条の規定に基づく特定結果について、受託適格者と特定された者（以下「特定者」という。）及び特定されなかった者（以下「非特定者」とい

う。)に結果通知書(第4号様式)により通知するものとする。なお、特定者の企画提案資料の内容に認められない事項がある場合には、その旨を併せて明記するものとする。

- 2 非特定者は、選定委員会に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。なお、書面は通知を受領した日の翌日から起算して15日以内に提出しなければならない。
- 3 評価委員会は、前項の規定により説明を求められたときは、書面を受領した日の翌日から起算して15日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(資格の喪失等)

第13条 参加資格を有するとの確認通知を受けた者が資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、すでに提出された企画提案資料は無効とする。

- (1) 第4条に規定する参加資格を満たさないこととなったとき。
 - (2) 参加意向申出書及び企画提案資料等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- 2 前項の場合において、評価委員会は、当該参加者に対し、理由を付してその旨を通知しなければならない。

(評価項目算定資料に関する措置)

第14条 企画提案資料に係る業務内容変更等は原則として認めないものとする。

- 2 企画提案資料の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とする。
- 3 提出された企画提案資料は、参加者に返却しないものとする。
- 4 提出された企画提案資料は、参加者に無断で使用しないものとする。
- 5 参加者から提出された企画提案資料は公表しないものとする。

(その他)

第15条 本要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

(第1号様式)

参加意向申出書

年 月 日

(あて先)

川崎市長

業者コード ()

所在地

商号及び名称

代表者職氏名

年 月 日付けで公告された次の件について、プロポーザルに参加を申し込みます。

- 1 件 名：令和4年度認可外保育施設（居宅訪問型）事業者に対する集団指導に係る講習業務委託
- 2 履行場所：こども未来局保育事業部保育第2課 他

連絡担当者

所属

氏名

電話

FAX

E-mail

(第2号様式)

参加資格確認結果通知書

年 月 日

商号又は名称
代表者職氏名 様

川 崎 市 長 名

年 月 日付けで公告された次の件について、提案資格確認結果を通知
します。

- 1 件 名：令和4年度認可外保育施設（居宅訪問型）事業者に対する集団指導に係
る講習業務委託
- 2 履行場所：こども未来局保育事業部保育第2課 他
- 3 参加資格の有無
(有の場合) 資格を有することを認めます。

(無の場合) 次の理由により、資格を有することを認めません。
理由：

※上記理由について説明を希望される方は、年 月 日までに下記担当課へ
その旨を書面で提出してください。

認可外保育施設（居宅訪問型）事業者に対する集団指導
に係る講習業務委託プロポーザル評価委員会事務局
こども未来局保育事業部保育第2課

担 当
電 話
F A X
Email

(第4号様式)

結 果 通 知 書

年 月 日

商号又は名称
代表者職氏名 様

川 崎 市 長 名

貴社から提出があった次の件について、審査結果を次のとおり通知します。

件 名：令和4年度認可外保育施設（居宅訪問型）事業者に対する集団指導に係る
講習業務委託

- 結 果：1 最適であると特定しました。
契約等の手続きについては、別途連絡します。
- 2 次の理由により特定しませんでした。
理由：

※上記理由について説明を希望される方は、年 月 日までに下記担当課へ
その旨を書面で提出してください。

認可外保育施設（居宅訪問型）事業者に対する集団指導
に係る講習業務委託プロポーザル評価委員会事務局
こども未来局保育事業部保育第2課

担 当

電 話

F A X

Email